

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席でございます。それでは会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第14号、シルバー人材センターの会員への配分金についてインボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずることを求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、ここで、委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時12分

○品田委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第14号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、説明を受けたばかりでありますことから、陳情の判断につきましては、今回は保留とすることよろしいでしょうか。

(「よし」の声あり)

○品田委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、令和4年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、議案第3号、議案第21号ないし議案第25号及び報告第2号の以上8件について、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書21ページ、歳入です。20款1項6目商工費寄附金、デザイン振興基金寄附金1千万円です。旭川信用金庫の推薦によりまして、信金中央金庫の創立70周年記念の寄附対象事業に採択され、1千万円の受納が決定したことに伴い、補正しようとするものでございます。

次にその下、産業振興基金寄附金384万9千円です。こちらはふるさと納税による寄附金が増えたことに伴い、補正しようとするものでございます。

続きまして、補正予算書27ページ、歳出でございます。7款1項2目工業振興費、デザイン振興基金積立金及び産業振興基金積立金につきまして寄附金の増額に伴い、それぞれ歳入と同額を補正しようとするものでございます。

次に、一番下の7目動物園費、動物園事業特別会計繰出金2億8千585万1千円です。動物園事業特別会計における入園料収入の減少に伴い、繰出金を増額しようとするものでございます。

続きまして、議案第3号、令和3年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。補正予算書43ページ、歳入を御覧いただきたいと思います。入園料収入の減少によりまして、1款1項1目入園料を2億8千585万1千円減額補正いたしまして、5款1項1目一

般会計繰入金を同額増額しようとするものでございます。入園料収入の減少の主な要因につきましては、緊急事態宣言に伴い2回延べ70日間の臨時休園など、新型コロナの影響を受け、国内外からの来園者が大幅に減少したことによるものでございます。本年度の入園者数は当初見込んでおりました85万人に対しまして、約49%減の43万人となる見込みとなっております。

続きまして、補正予算書44ページです。債務負担行為につきましては、いずれも本年度中に契約事務を行う必要がありますことから、補正しようとするものでございます。園内管理及び案内業務委託料につきまして、期間は令和4年度から5年度、限度額を1億7千504万3千円、売改札・団体受付業務委託料につきまして、期間は令和4年度から5年度、限度額を6千800万2千円、令和4年度分旭山動物園維持管理業務等委託料につきましては、期間は令和4年度、限度額を3千895万4千円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇三宅観光スポーツ交流部長** 議案第1号の令和3年度旭川市一般会計補正予算、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書27ページを御覧ください。7款1項4目旭川宿泊応援事業費8千200万円であります。これは令和2年度から実施しております、割引宿泊商品を提供する市内のホテル旅館業事業者に対して、割引相当額を支援する事業につきまして、このたび事業を3月以降も継続するものでございます。事業内容は変わらず、市民向け商品が1人1泊当たり5千円、そのほかの宿泊者向け商品は同じく3千円の割引とし、補助金総額が8千万円、事務費が200万円の合計8千200万円の事業となっております。財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

続きまして、旅行商品造成等促進事業費3千万円であります。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復に向け、まずは、国内観光客の確保を図るため、市内での宿泊旅行商品の造成を行う旅行会社に対して支援を行うものです。内容といたしましては、市内飲食店や各種体験の料金が割引となる電子クーポンつき商品の造成を促進する割引券発行事業に1千200万円、主に貸切りバスなどを用いた団体旅行商品の造成に対する支援に1千万円、広告やプロモーション費などに800万円、合計3千万円の事業となっております。これらの事業も財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

続きまして、29ページ一番下の段となります。10款6項1目管理事務費27万7千円の増額であります。これは令和3年8月20日から9月30日までの間、感染症の影響により、東地区体育センターを休館したことに伴い、利用料金が大きく減収となりましたことから、指定管理者である旭川市東地区体育センター運営委員会に対する減収分の補償として、27万7千円を増額しようとするものでございます。財源は全額一般財源となっております。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。4ページになります。部所管分は第2表繰越明許費補正追加分の表中、7款1項4目の2事業となっております、旭川宿泊応援事業費及び旅行商品造成等促進事業費の2件でございます。先ほど御説明いたしました事業費全額を令和4年度に繰り越し、事業を実施しようとするものであります。

次に、7ページを御覧ください。債務負担行為追加分でございます。上から4段目に当たります、忠和テニスコート指定管理料については、限度額4千799万6千円、その下、旭川市東部スケー

トリンク指定管理料については、限度額4千648万9千円、さらにその下、旭川市柔道場指定管理料については、限度額1千70万円とし、いずれも令和4年4月1日から5年間の複数年契約で行うため、市の指定管理料について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の補正予算の内容となっております。

続きまして、指定管理者の指定3件について御説明申し上げます。議案書を御覧ください。

議案第21号から第23号までについてであります。こちらは地方自治法の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするもので、議案第21号の旭川市東部スケートリンク、議案第22号の忠和テニスコート、議案第23号の旭川市柔道場の指定管理者に、いずれも株式会社旭川振興公社を指定し、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間、その管理を行わせようとするものであります。指定管理者の選定につきましては、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき公募を行い、申請書類のほか応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、選定したところであります。

以上となります。よろしく願いいたします。

**○和田農政部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書27ページの事項別明細書を御覧願います。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、農業次世代人材投資事業費68万1千円でございますが、経営が不安定な新規就農者の所得を確保し、就農意欲の喚起と就農後の早期経営安定を目的に、新規就農者に対しまして経営開始後最長5年間、年間最大150万円を交付する制度でございます。今回の補正につきましては、現在交付を受けている者のうち、2人が来年度上期分の繰上げ交付を希望いたしましたことから、補正しようとするものでございます。なお、財源につきましては、全額特定財源となっております。国から道を経由した補助金でございます。

次に、7ページに戻っていただきまして、第3表債務負担行為補正の追加分を御覧願います。上から7段目、旭川市江丹別若者の郷指定管理料でございますが、令和4年度から5か年を期間とし、1億8千45万7千円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

次にその下、旭川市21世紀の森施設指定管理料でございますが、令和4年度から5か年を期間とし、2億7千205万2千円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

次に、8ページ、変更分を御覧願います。道営土地改良事業、忠別北地区及び兵村北地区農地整備事業地元負担金につきまして、道の事業計画変更に伴い期間を変更しようとするものでございます。

以上、農政部所管に係る一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号及び議案第25号の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書を御覧願います。本案は、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするものでございます。議案第24号につきましては、旭川市江丹別若者の郷の指定管理者に、江丹別産業開発株式会社を、議案第25号につきましては、旭川市21世紀の森施設の指定管理者に、旭川市21世紀の森運営協議会を指定

し、いずれも令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものでございます。選定方法につきましては、旭川市江丹別若者の郷は、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき公募を行い、申請書類のほか応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行い、旭川市21世紀の森施設は、旭川市21世紀の森施設条例の規定に基づき、公募することなく特定の者に申請書等の提出を求めて審査を行い選定したところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**〇品田学校教育部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

歳出でございます。補正予算書事項別明細書28及び29ページになります。説明では同じ内容の事業につきまして、2項小学校費、3項中学校費でまとめて説明するところもありますので、よろしくお願いいたします。

初めに、国の補正予算に係る事業でございます。28ページ下段の10款2項小学校費、1目学校管理費の給食施設整備費、補正額1千902万円につきましては、千代田小学校の老朽化した食器具及び給食設備の整備を実施するというものでございます。

次に1つ下、学校感染症対策・教育活動費、補正額5千940万円、及び29ページの中段、3項中学校費、1目学校管理費の学校感染症対策・教育活動費、補正額2千970万円につきましては、各学校が感染症対策等を徹底しながら、子どもたちの学習保障を行うため校長の判断により、迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校の教育活動に必要な備品及び消耗品の購入を行うというものでございます。

次に、29ページの上段、2項3目維持修繕費の学校施設大規模改修費、補正額6億3千136万円、及び29ページの中段、3項3目維持修繕費の学校施設大規模改修費、補正額1億1千344万円につきましては、東町小学校、愛宕東小学校、西御料地小学校の暖房設備改修工事、及び陵雲小学校、神居東中学校の給水設備改修工事を実施するというものでございます。

次に、29ページの上段、2項4目学校建設費の東栄小学校増改築費、補正額2億5千350万円につきましては、東栄小学校の増改築工事に係り、グラウンドの整備工事を実施するというものでございます。

次に1つ下、千代田小学校増改築費、補正額17億7千448万5千円、豊岡小学校増改築費、補正額2億7千962万8千円につきましては、校舎、屋体等の増改築工事を実施するというものでございます。これらの事業につきましては国の補正予算により、国庫補助金の交付が見込まれますことから、令和3年度に予算を前倒して計上し、繰越明許費として全額を令和4年度に繰り越し、令和4年度に事業を実施するというものでございます。

次に、28ページに戻りまして、一番下、2項2目教育振興費の特別支援教育振興費、補正額714万4千円、それから29ページの中段、3項2目教育振興費の特別支援教育振興費、補正額228万3千円につきましては、特別支援教育就学奨励費の申請者が増加したことによりまして、予算が不足することから補正をしようというものでございます。

次に、29ページの最上段、2項3目維持修繕費の学校施設管理費、補正額4千706万7千円、及び29ページ下段の3項3目維持修繕費の学校施設管理費、補正額3千134万7千円につま

しては、燃料価格の高騰によりまして、各学校の燃料費が不足することから、補正しようというものでございます。

次に、歳入でございます。補正予算書の19ページ下段を御覧ください。17款2項7目教育費国庫補助金、4節特別支援教育就学奨励費補助金に471万3千円、先ほど説明しました学校施設の整備等の関連ですけれども、9節学校建築費補助金に5億5千449万円、12節学校施設環境改善交付金に1億8千374万7千円、13節学校保健特別対策事業費補助金に4千455万円を追加するというものであります。

続いて、22ページになります。24款1項8目教育債、1節学校教育施設等整備事業債に23億2千860万円を追加するというものであります。

また9ページに戻りますけれども、第4表地方債補正変更分の表の下から2段目、学校教育施設等整備事業につきましては、市債の補正に伴い限度額を引き上げ、26億6千50万円にしようとするものでございます。

次に、繰越明許費についてでございます。また5ページに戻ります。第2表繰越明許費追加分のうち、5ページの表の一番上になります。先ほど御説明いたしました学校施設の整備費、改修費、感染症対策に係る事業費につきましては、全額を繰越明許費として、令和4年度に繰越しをしようとするものでございます。

最後に、債務負担行為補正の追加分であります。今度は7ページになります。第3表債務負担行為補正追加分を御覧ください。学校教育部所管分といたしましては、表の下から3項目の小・中学校共通教材ソフトウェアライセンス使用料2千383万4千円と、表の一番下になりますが、令和4年度分施設維持管理業務等委託料8億7千844万6千円のうち、学校教育部所管分といたしまして、3千586万円を限度額とするものでございます。いずれも令和4年4月1日から業務の履行を開始する必要があることから、令和3年度中に契約を締結するため、債務負担行為を設定しようというものでございます。

学校教育部からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○高田社会教育部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち社会教育部所管分について御説明申し上げます。

初めに、補正予算書の21ページ、歳入歳出補正予算書の事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入でございます。上から6段目、20款1項8目4節科学館施設整備基金寄附金の補正額137万円につきましては、当初見込んでおりました金額を上回る寄附金が寄せられたことから補正するもので、またこれと併せまして歳出ですが、29ページの下から3段目、10款5項4目、24節の積立金で、同額を補正しようとするものでございます。

次に、補正予算書7ページに戻っていただきまして、第3表債務負担行為補正追加分について御説明申し上げます。下から2段目にあります、旭川市科学館ドームシアターコンテンツ上映権賃借料についてですが、科学館のプラネタリウムにおいては、一般番組のほかに1日1回、ドームシアター番組を上映しておりますが、この上映権が令和4年3月をもって賃貸借契約が終了となることから、4月から新たな番組を導入するため、令和4年度から2か年の賃借料として、374万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

補正予算については以上でございます。

続きまして、報告第2号の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。本件は昨年12月4日、旭川市民文化会館小ホール舞台上において、どんちょうが落下し、その際、相手方のマイクスタンド及びスピーカーが破損したもので、市の過失割合が100%、損害賠償額を7万9千921円と定め、本年2月1日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今後も市民の皆様が安心して施設を利用していただけるよう、再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、よろしく願いいたします。

**○野谷農業委員会事務局長** 令和4年第1回定例会に提出しております、補正予算に関する内容について御説明を申し上げます。

補正予算書27ページ中段を御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の運営費で1万3千円を計上しております。これは令和2年度に実施しました2件の農地の所有権移転、嘱託登記事務に関わる事務処理遅延によりまして、農業経営基盤強化促進法による所有権移転登記について、売買契約成立の日から1年以内に行うことができなかつたことで、登録免許税の軽減措置を受けられず登録免許税が増額となり、当該増額分を農業委員会事務局職員の負担により処理したという不適切な事務処理が行われたものであります。この不適切な事務処理を是正するため当該増額分を公費で負担することとし、自己負担した職員に対して補填するため、補正予算を今回計上させていただいたところでございます。

このたびの不適切な事務処理が行われたことにつきましては、深く反省をしているところでございます。

本件の事務処理経過についてでございますが、対象案件は令和元年9月30日、及び令和元年10月31日契約成立分の2件となっております。

まず、令和元年9月30日契約分についてですが、こちらについては令和2年10月27日に、登記関係書類を法務局のほうに提出いたしました。後日、法務局の登記部門の担当者から連絡が入りまして、契約後1年以内に所有権移転登記が行われなかつたことにより、登録免許税が増額となるということが判明いたしました。

同時期に処理を進めておりました令和元年10月31日契約分も同様に、登録免許税が増額となるということを確認したところでございます。

税額の算定でございますが、農業経営基盤強化促進法による所有権移転登記では、租税特別措置法第77条の2の規定により、契約後1年以内に登記されるものに限り、登録免許税率は土地評価額の1千分の10となるところでございますが、契約後1年を超過しますと、同法第72条第1項の規定により、登録免許税率は土地評価額の1千分の15と、0.5%の増額となり、2件の増額分は令和元年9月30日契約分で9千700円、同年10月31日契約分で2千800円の合計1万2千500円となります。

また、本件につきましては関係部局と連携しまして、既に関係職員からの聞き取り等の調査を実施しておりますが、この中で明らかになりました事務処理遅延の要因としまして、農地の権利設定に関わる事務処理量が膨大となる繁忙期と、この所有権移転登記事務を行う時期が重複したこと、それと同時期に複数の職員が長期休暇を取得していたことに対して、事務局内での応援体制を構築することなく、在職職員のみで事務を執行していたため、未処理件数が増加したこと、その後の人

事異動による事務引継が十分でなかったことなどでございます。

なお、再発防止への改善の対策でございますが、案件ごとに事務進捗の経過を把握するためのリストを作成してチェックするとともに、これまで同じ担当者が担っておりまして、登記嘱託を行う農地所有権移転登記処理業務を所有権移転事務と登記嘱託事務に分離して、別の担当者を配置するというので、円滑に事務の推進を図るように改めたところであります。

今後も、より一層効率的な事務処理の手法について十分検討を行いながら、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

補正予算に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

ここまでの説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

令和4年第1回定例会提出議案に関わる事項であります。

感染防止対策協力支援金に係る補正予算について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 報告第1号、専決処分の報告について、総務常任委員会所管ではございますが、経済部に関わりがございましたので、御報告申し上げます。

議案書を御覧ください。専決処分書の別紙にございます、令和3年度旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。本件につきましては緊急施行を要するため、令和3年度旭川市一般会計補正予算について専決処分させていただいたものでございます。7款1項1目商業振興費、感染防止対策協力支援金、26億7千122万8千円です。この事業につきましては、北海道におけるまん延防止等重点措置の実施に伴い、1月27日から2月20日までの間、営業時間短縮等の要請に協力する市内飲食店等に対し、支援金を給付するものでございます。また、前のページ、第2表繰越明許費補正では、事業が年度内に完了しないことから、感染防止対策協力支援金を繰越明許費として追加したものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、現在の学級閉鎖等に係る学校の対応についてを議題といたします。

この件につきまして、江川委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○江川委員 なるべく手短かと思っております。まず冒頭に申し上げておきたいのが、この事項を、ぜひ自分事として考えていただきたいということです。

現在、旭川市でオミクロン株の流行に伴って若年層への感染が広がって、日々、学級閉鎖等が増えている状況かと思えます。

まず、学級閉鎖、学校閉鎖の法的根拠と、旭川における現在の基準について伺います。

○中瀬学校教育部学校保健課長 新型コロナウイルス感染症に関わる、学級閉鎖等の実施につきましては、学校保健安全法第20条の規定を根拠に、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」や、道教委の通知を踏まえ対応しております。本市における現在の学級閉鎖等の取扱いにつきましては、感染が確認された児童生徒が、発症日の2日前から発症日までの間に登校していた場合、当該児童生徒が在籍する学級について、原則5日間の学級閉鎖としているところでございます。

○江川委員 つまりですね、月曜日の朝に熱を出して休みましたとなると、土曜日は登校してないので、学級閉鎖にならない事例もあるということなんですね。これは論理的な机上の空論ですけど、そういうこともあるわけです。

今年度初めの学校の学級閉鎖から、現在までの概要を時系列でお示してください。

○中瀬学校教育部学校保健課長 今年度の学級閉鎖等の取扱いにつきましては、3学期の初めまでは令和2年度と同様に学校内で感染者が確認され、学校内での活動状況から感染者が在籍する学級の児童生徒等に対し、保健所によるPCR検査が必要とされた場合、その検査に要する期間として、おおむね2日から3日程度の学級閉鎖を行い、検査の結果、新たな陽性者が確認されたときは、感染拡大防止のため閉鎖期間の延長を行ってきたところでございます。

1月以降、オミクロン株による感染の急拡大などにより、これまで行ってきた学級等へのPCR検査が休止されたことを受け、1月27日の感染確認分から学級閉鎖等の期間について、文部科学省のガイドラインに示されております、5日から7日程度の目安を踏まえ、原則7日間としたところでございます。

その後、2月2日付で、文部科学省からオミクロン株に対応したガイドラインの運用に係る留意事項が示されまして、学級閉鎖等の期間の目安が5日程度とされたことを受けまして、本市におきましても、2月3日の感染確認分から原則5日間としております。

○江川委員 今現在、7日間から原則5日間になったということで、うちはちょうど上の子と下の子と、それぞれ時間差で学級閉鎖になったのですけれど、下の子が5日間、上の子が7日間だったのですよね。2日損したじゃんという子どもの素直な気持ちがありました。たった2日違いですからね。

閉鎖期間に関しては感染状況に応じて行っていたのが、PCR検査が行えない、感染経路を追えないということで、運用を変えたということなのかなと思います。その時点で陽性者を囲い切れないということになったので、複数回の学級閉鎖があり得るということになります。

インフルエンザとかだと、一定数の人数がお休みになってから学級閉鎖になるところが、今回のコロナ感染症に関しては、1人でも陽性の方が出たら1学級ごと閉鎖ということで、突然5日間休みになるということがあって、ほかの感染症とちょっと違う扱いなのかなというところですよ。

現在、国の定めに従って5日間の閉鎖というふうになっていますけれども、行動制限というのはどのようになっていますでしょうか。

○中瀬学校教育部学校保健課長 学級閉鎖等の対象となった児童生徒につきましては、学級閉鎖の趣旨や感染拡大防止の観点から、できる限り外出を控えるよう、保護者に依頼をしております。

○江川委員 できる限り外出を控えるということで、お願いをしているということですけど、その行動制限の理由としては、これは感染拡大防止ということで、御協力をお願いしているというこ

とになっています。

何か、例えばみなし陽性なのかなとか、あと濃厚接触者の扱いになるのだろうかというところが疑問なのですが、濃厚接触者という扱いになるのでしょうか。

○中瀬学校教育部学校保健課長 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者につきましては、保健所が感染者等への調査を行い、特定をしております。感染者と同じ学級に在籍していることをもって、特定されるというものではございません。

○江川委員 つまりですね、濃厚接触者でもないのですね。何なのかなというところが、何となくみんなこう、もやっとした状態であって、もう休むという時点で目の前のことに必死ですので、その時点では何で休むのかなというのを思いながら、不安を抱えながらというふうな状況になっているということです。

取りあえず感染が広がっているかもしれないということで、お休みにしていると思うのですよね。それでは、子どもの保護者、家族、兄弟姉妹なんかの扱いはどうなっていますでしょうか。

○中瀬学校教育部学校保健課長 学級閉鎖等の対象となった児童生徒につきましては、閉鎖の期間中、外出を控えるよう依頼しておりますけれども、当該児童生徒の同居家族に影響するものではなく、市立小中学校に在籍する当該児童生徒の兄弟につきましては、本人や同居の家族に風邪症状があるなどの出席停止の要件に当てはまる場合を除き、登校可能としております。保護者の仕事などの取扱いにつきましては、それぞれの勤務先等の規定によるものと認識しております。

○江川委員 今の答弁の中で、市立小中学校に在籍するという言葉が出たと思うのですけれども、簡単に言うと市立小中学校以外の、例えば保育園、幼稚園、あと高校なんかだと、またそれは取扱いがそれぞれの学校によって異なるという状態になっていて、かつ、市立の小中学校に在籍する児童生徒に関しても、家族ごとに対応を求められるということになっています。

感染が広がっているかもしれないから、感染拡大防止のために休みになっているのですよね。ですけれども、兄弟姉妹は、仕事にも行けるし登校も可能だということで、何かちょっとちぐはぐな印象があるかなというふうに思っています。

ちなみに、旭川市役所では保護者は休みを取得できるのですよね。保護者が休みとなった場合にすごく気になるのが、いわゆる休みにくい人たちに関するところですね。収入に関する部分が時給で働く人にとって、働く時間の減少というのが、もう本当に収入の減につながってくるのですけれども、収入に関する保障についてどのように考えていますでしょうか。また、その周知としてはどのようにしているのでしょうか。

○石原学校教育部次長 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴いまして、子どもの世話をするため仕事ができなくなった保護者に対しましては、厚生労働省において有給の休暇を取得させた事業主への助成金及び個人事業主への支援金の制度が令和2年度に創設されたところでございます。

当該制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の再度の流行に伴い、令和3年9月に再開され、現在、その期間が令和4年3月31日まで延長されているところでありまして、その内容といたしましては、緊急事態及びまん延防止等重点措置地域であれば、1日当たり事業主に対しては上限額で1万5千円、個人事業主に対しては定額で7千500円というふうにされているところでございます。

これらの制度に関しましては、文部科学省から北海道教育委員会を通じまして、保護者への周知依頼がありまして、今年度においては10月そして1月、つい最近今週に入ってから、学校から全保護者に対しまして、当該制度のリーフレットを配付するなどの周知を行っているところであります。

**○江川委員** 簡単に言うと、国の制度に頼っていますよということで、この国の制度が使い勝手が悪いというのか、支援金の制度になっているので、使えていない方も一定数いるというのが課題になっている補助金なのですよ。

例えば、会社さんとかはどうなっているのかなということを知ったら、保護者にも合計で3回配付したということで何とか頑張っているというのと、あと、経済部を通して、商工会議所さんなんかから、それぞれの会社にきちっと使ってくださいねと伝えてもらうことで周知は頑張っているところだと思うのです。

ところが、1回配られたプリントで、そのとき自分にあんまり関係しなければ、少なくとも私はすぐ廃棄処理をしてしまうので、じゃそれが今必要になったときに手元にあるのだろうかという、制度は知っていてもどういう状態か分からないことがあるので、情報がここにあるよというようなことが分かるように、ホームページか何かにぜひ載せていただけたらと思いますし、毎日のように学校からメールが来ますので、そのURLをここに情報が入っていますよと載せてくれたら、わざわざ紙として配らなくてもいいのかなというふうに思っています。

これですね、やっぱり事業主の方の負担にもなってくるわけで、それが1人だとか2人だとか本当に少人数が対象者なのであれば、なかなか申請しにくいという現状があると思うのですよね。ですので、そこに関してやはり何らかの手当てをする必要があるという点は、私は指摘をさせていただきます。

ちなみに、現在までの学級閉鎖等の最長は何日でしょうか。

**○中瀬学校教育部学校保健課長** これまで新型コロナウイルスに関わる学級閉鎖等の措置を行い、閉鎖期間が最も長かったのは、小学校において複数の感染者が確認されたことにより、令和3年4月30日から5月12日まで13日間の学級閉鎖を行った事例となっております。

**○江川委員** 4月から5月ということで、今はもう、その期間というのが最長で2回になっても、12日あるいは10日ぐらいということで、なかなかこの事例が出てこないと思うのですけれども、1か月の半分ぐらいが実質休みになってしまうと、今後2回目、3回目というふうになっていくと、仕事もすごく休みにくい状況がやっぱりあると思いますし、それを支える人たちも、もうちょっと何か心の中で云々と思うところがあると思います。

正直、しょうがないなと思っていたとしても、負担は大きいと思うのですよね。そうなるか預かりがどうなのだろうと思うのですけれども、預かり等はどうなっていますでしょうか。

**○中瀬学校教育部学校保健課長** 新型コロナウイルスに関わる学級閉鎖等の措置は、感染者が発生した学級等において他の児童生徒への感染の可能性を考慮し、拡大を防ぐために行う措置でありまして、対象の児童生徒は閉鎖期間中は外出を控えるように、保護者に依頼しているところでございます。

教育委員会といたしましては、感染拡大防止の観点から、閉鎖期間中は同居家族以外との接触をできるだけ控え、家庭で健康観察をしながら過ごすのが適切であるというふうに考えております。

○江川委員 感染の可能性を考慮して拡大を防ぐために行う措置だけれども、同居の家族は普通に外に出られるのですよという、ここがまた、ちょっと何かちぐはぐかなという印象があります。

感染の可能性をどう考えるかという点で、病児保育でも預かる規定がないですし、ファミリーサポートとか公的なところというのもやはりちょっと使いにくい。親類縁者がいないような方だと、子どもを留守番させていくというような現状になっていくわけですけれども、何かこう、やっぱり我が子は元気なのですから、1人でも陽性が確認されたら休みになるので何となくどうということなのだろうとなると、やっぱりその実態として家庭の判断に任されていて、そこで意識がいろいろと考え方が違うわけですね。

意識の差によって、分断が生まれてきているのがすごく懸念される事態だと思っています。その点をどうやって改善していくのかというのを考えると、全員休ませましょうねというようなことになるので、それもまた学習の保障であったり、出席停止ですねとかというようなところで、ちょっとややこしいので、そのままにしているのかなというようなことを推察しているところです。

そしてですね、本日から、うちの5年生がまた2回目の学級閉鎖に無事入りまして、再開後3日間での出来事だったのですよね。今、ちょっとどきっとしておられる皆さんのために申し上げますと、今週の月曜日から実は登校再開だったのですけれども、うちは2人ともですね、何か感染が広がってそうだから、ちょっともう少し1週間様子見ていいかいと、もうまんまと休みまして、学校では横からちょっかいをいっぱいかけてくるお友達がいるから、家のほうがゆっくりしていられるという話だったので登校していませんでした。

ということで、私はこの場にいるのですけれども、何かそうじゃなければ、また、すいませんということになっていたのだなということにして、ちょっとどきっとしたと思うのですけれども、せめて休ませる間、ただ休ませているだけじゃないでしょうねと思うので、学習保障に関して伺いたいと思います。オンラインの対応の状況を教えてください。

○矢萩学校教育部学務課長 学習保障に関わるオンライン対応の状況につきましては、学級、学年、学校の閉鎖による学校の臨時休業や、出席停止など児童生徒がやむを得ず登校できない場合、学校から保護者へタブレット端末の貸出しを行い、また、Wi-Fi環境がない家庭へは、モバイルWi-Fiルーターを併せて貸出しをし、オンラインによる学習環境の確保をしているところです。

なお、保護者によりましては、タブレット端末の貸出しを希望せずに自宅にあるパソコンやタブレット端末を使用している場合もございます。

○江川委員 ちゃんと対応していますよということです。では、オンライン授業の内容についてお示しください。

○辻並学校教育部教育指導課長 学級閉鎖等におけるオンラインによる学習につきましては、当該学級の授業進度を捉えまして、それまでに学習した内容について、本市で導入しているオンライン学習サービスのドリル教材に取り組みせたり、ビデオ会議システムを活用した同時双方向による学習を実施したりするなど、学級閉鎖等の期間や教員の指導体制などの各学校の実情、児童生徒の発達段階に応じた取組を進めております。

○江川委員 児童生徒の発達段階に応じた取組ということなのですから、実際のところ発達段階に応じた取組というよりは、できることを一生懸命先生方がやっていますという状況で、同時双方向の学習なんかを聞いていても、そんなことやっているところがあるのだと、もうわくわくするぐ

らいに全部違うのですよね。何か、これは学習保障なのかなというところがあったり、幾つかやっている中で、大体必ずやっているのが朝の会なのかなと思うのですけれども、クラスルームというソフトのアプリを使って、一人一人と先生がちゃんと顔を合わせて話ができるような機会が設けられているのですけれど、そのあとに、先生からこういうふうにやってくださいねとメッセージが上げられて、その日のスケジュール的なものが出てくるというような感じになっています。私が聞いているところでは小学校3年生以降に関しては、特に親の手助けが必要なく自由に使えているという状況で、子どもたちってすごいなということを感じているところなのですけれど、それ以下の低学年に関してはいろんな苦勞をしていて、もう、笑うしかないよねという状況になっています。

私も、下の子が小2なものですから勉強不足だよと娘に怒られたのですが、パソコンもタブレットも私はウィンドウズだったものですから iPad を初めて触って、まず Wi-Fi の設定をしてみてくださいと言われても、Wi-Fi の在りかが分からなくて、幾つかちょっとアプリを開いても違うなと思いつつもやってみましたが、結局、娘に頼むことになりました。

Wi-Fi の設定では、番号は分かるのですけれども、設定ができませんという状況でした。それで、ママ友たちの中には私と同じところで Wi-Fi の設定を開くのか、あるいは受け取ってきてすぐに先生と同時双方向で確認なので、その確認の画面を開くのが分からないという人もいましたし、どこを開くのが人によって様々だったというのがちょっと印象的でした。

それで、つなげても音が出ないとか、どこを触っていいのかわからないとか、何か画面が逆さになっていたりとか、もうなかなか面白い状況でして、本当にこれで何とかなるのだろうかと思うのが3日間ぐらいで、4日、5日目でこれは無理だとみんな諦めたという状況です。

小5の娘のほうは全くノータッチなのでどういう状態かわからなかったのですが、下の子と同じ小2とか小1のお母さんたちから聞くと、どこに宿題があるのかわからないよねと、まず子どもたちが触る前に自分たちが練習すべきだったよねというような話がありましたし、毎朝、同じグループで顔を合わせる子どもたちの中で、昨日の宿題がどこにあるのかわかりませんでしたと、誰か彼かが必ず言っていたので、やっぱりわからないのだなというふうに思っているところです。

これは先生も大変だよと思ったのは、お昼前に課題の締切りがある場合が結構あって、課題の締切りをチェックして、締切りが過ぎて何も連絡がないと先生からちゃんと連絡が親のほうに行ったりするわけですね。保護者が高学年の場合はお留守番しててという場合があるので、あなたやってないでしょうみたいな話も、親を通じてしなければならなかったりとか、高学年で操作が自由にできていたとしても、なかなか難しいところが幾つかあるかなと。双方向で授業して30分休みを取るとかというような形で、それを3パターンぐらい毎日やったよということも聞いていますので、本当に先生の苦勞もあって、実際これ大丈夫なのかなというところがあるわけです。

ちなみに私、忍者パズルとかいうのを、できるかと言われてやってみました。話を聞いたら息子のクラスでの順位を上げるためにやらされたみたいで、4位だったのですよね。これ、何ていうのですかね、足し算で小2に負けたということを嘆くべきなのか、これは不正ですよというところを怒るべきなのか、ちょっと何とも言えなくて、小2の3人ぐらいにちょっと足し算で負けるという、もういたたまれないなと思いつつも、もうずっともやもやしなながら、でも結構そういう事例があったみたいで、お母さんを替え玉にするというのはあったようですね。

さらに、再来年の1年生には今の5年生が使用しているタブレットが行くわけですよね。5年生

にもなってくると、3日目ぐらいで何か床に置いてあったりとかして、これが今度1年生に行くのだと思うともうそれも寂しい。大事にしましょうと言いつつも、家にあると床に置かれることなどがあるので、どうしようかなというのをすごく思いましたし、プログラミング教育というのも、必ず出されるので何か30分ぐらいペッパー君の歌を聞かされて、感想を述べるとか意味が分かんないなと思いつつながら、これプログラミング教育って必要なのかとか、本当にいろいろみんなもう笑いにするしかないよねという事例がいろんなところから出てきているというのが現状です。

これで、それだけやっていたらいいんですけど、やってない子もいるのですよね。タブレットじゃない、いわゆるゲーム理論を学んじゃっている場合があって、その場合やっぱり大丈夫なのかと、再開したらこれどうなっているのかという声があるのですけれど、オンライン授業を前提とした進度になっているのでしょうか。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 児童生徒が登校を再開した際の授業についてであります。オンラインによる学習の取組を行ったことのみをもって、児童生徒が教科等の学習内容を履修したという判断はせずに、各学校におきまして児童生徒の学習内容の定着状況を確認した上で、再開後の授業の進め方などを検討いたしまして、必要に応じて各教科等の指導計画の変更等を行うこととしております。

**○江川委員** つまりですね、これ、オンラインは学習保障なのかという疑問があるわけですね。ただ、進度については、それをもって進度としないという点はすごく安心していますけれども、今現在、学級閉鎖ですので出席数がどんどん減ってくる、出席の母数が減っていくという状態で、学習日数がどんどん減っていてもできるのだったら、今までもっと夏休みを取れたじゃないかということで、子どもたちにもっと休めたじゃんというふうに言われたら、いやちょっと待ってというところもあったのですけれど、何かもっとこんなことができたのだねという、この前向きな改革の部分というのは、これは大人が本当は考えなきゃいけないのだなということ、この閉鎖期間中に思いました。

それで、いろんな声がありまして、いやこれ、例えば家で個別学習ができるのだったら、わざわざ学校って何をするとところなのかと、子ども同士の間接関係を学ぶ社会の場というふうに考えたときには、やっぱりそういうことじゃないのかねというところをきちっと、我々がしっかり考えて議論していかなければならないのじゃないかなというところです。

最後に、そういった中でお昼御飯を作るのが大分もう疲れたと、1日2食までは普通だからいいのですけれど、3食作るのはなかなか大変というのがあったのと、食べ物ぐらいしか気晴らしがないので、御飯もそうなのですけれど、アイスなんかのお菓子の消費量が物すごいのですよね。給食費の取扱いについて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

**○中瀬学校教育部学校保健課長** 給食費につきましては、感染症による学級閉鎖や給食施設の事故など、学校の事情により給食実施日の10日以上連続して中止した場合は、1食単価相当額に給食中止日数を乗じた額から、発注変更できなかった食材費を控除した額を減額する取扱いとしております。

**○江川委員** 連続して10日以上中止した場合ということで、複数回の学級閉鎖がどんどんどんどん重なっていくと連続していないので、1日でも2日でも出てというふうな状態なので、所得に応じてとかでも結構ですから、ぜひ5日であっても、複数回、ある程度のところであっても、何らか

の補填ができるように検討いただきたいというふうに指摘をさせていただいて、質疑を終わらせていただきます。

○品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時09分